

「新潟市自転車利用環境計画(素案)」に対する パブリックコメント手続きの実施結果について

「新潟市自転車利用環境計画(素案)」について、貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

いただいたご意見に対する市の考え方をまとめましたので、結果を公表します。

なお、ご意見の一部については、趣旨を損なわない範囲で要約し掲載させていただきましたので、ご了承ください。

■意見募集期間

令和6年2月13日(火曜)～令和6年3月14日(木曜)

■結果公表日

令和6年4月1日(月曜)

■広報手段

- ・市報にいがた、市ホームページに掲載
- ・市政情報室、土木総務課(担当課)、各区役所地域課・地域総務課、各出張所、中央図書館にて資料配布及び閲覧

■ご意見の提出状況、案の修正

- ・意見提出者数：2名(提出方法：電子メール2)
- ・意見数：22件
- ・案の修正：3件

■結果公表場所

結果は次の場所で閲覧できます。(閉庁日、休館日は除きます)

- ・市政情報室(市役所本館1階)
- ・土木総務課(市役所本館2階)
- ・各区役所地域総務課(東区、中央区、西区は地域課)
- ・各出張所
- ・中央図書館(ほんぽ一と)

■問い合わせ先

新潟市 土木部 土木総務課(市役所本館2階)

〒951-8550 新潟市中央区学校町1番町602番地1

電話：025-226-3021 FAX：025-222-7324

電子メール：somu.pw@city.niigata.lg.jp

「新潟市自転車利用環境計画(素案)」に対するパブリックコメントの実施結果について

No	該当項目	ご意見の概要	市の考え方	修正有無
1		新潟シティライドや新潟ヒルクライムの写真を使っているが、顔姿が判別できる写真は個人情報なので、本書への記載利用は控えるか個人情報とされない内容(顔が写らない写真)に変更したほうが良い。	ご指摘の写真については、個人の判別ができないよう対応します。	有
2	計画全般	R5.7より「特定原付」が「自転車相当」と法整備された。自転車相当の乗り物が追加されたことを受け、本書で取り扱う「自転車」について説明または定義してもらうのがよいと考える(巻末資料の用語解説への追加など)。具体的には、特定原付を含めるということになると思う。	本計画において取り扱う「自転車」の定義について、「参考資料(5)用語解説集」に記載します。	有
3		本章は自転車を取り巻く環境の変化について示される章と考えているので、以下について記載する必要がある。 ①特定原付(自転車相当)に加え、特例特定原付(歩行者相当)について記載する必要がある。(自歩道を通行する乗り物であるため) ②特例原付が「普通自転車相当」として扱われること、および「普通自転車の定義」に、「四輪以下」という新しい条件が追加されたこと。(従来は「二輪または三輪」)	本計画において取り扱う「自転車」の定義について、「参考資料(5)用語解説集」に記載したとおり、道路交通法第63条の3に規定される「普通自転車」としています。ご指摘の意見については、今後の市内の状況を勘案しながら、次回計画見直し時に改めて検討したいと考えています。	無
4		令和4年1月28日「良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の更なる推進について」の通達の中で、電動モビリティとの共存を図ること、推進すべく対策等が示されている。この中で①自歩可規制の見直し、②自転車横断帯の原則撤去、の記載があり、これらを環境変化として掲載し、計画に反映して欲しい。	ご意見の通達については認識しています。この通達は警察内におけるものであるため、計画への反映は行いませんが、自転車歩行者通行可の規制の見直し、自転車横断帯の撤去について、自転車走行空間整備の際に警察と連携して検討していきます。	無
5	第2章 自転車を取り巻く現状 (3) 社会情勢	令和5年3月17日「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令の施行に伴う交通規制関係事務等の運用について」の通達の中で、条文の一部「普通自転車」から「自転車」に変更されている箇所があり、実際的な改正がされたものと思う。例えば、標識325の3は「普通自転車及び歩行者専用」の意味で使用されている場合、タンDEM自転車が通行できないという状況にあった。これを改正した意義は大きいと思う。規制標識は通行適否の判断根拠なので、改正をふまえて規制対象の変更が必要となる箇所については補助標識等の追加等により対応して欲しい。	ご意見の通達については認識しています。規制標識については「新潟市自転車走行空間整備ガイドライン」において整備方針を定めいますが、今後の市内の状況を勘案しながら、各警察署と連携して、必要に応じて補助標識の追加等の検討を行います。	無
6		令和5年6月26日「道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う交通警察の運営について」の通達の中で、電動モビリティ等の交通方法の整備およびその趣旨、留意事項が示されているため、計画に反映して欲しい。	ご意見の通達については認識しています。この通達は警察内におけるものであるため、計画への反映は行いませんが、電動モビリティ等の交通方法等については、本計画における歩行者、自転車の通行の安全確保の観点から、今後警察との十分な協議が必要と考えます。	無
7		新潟市にとって新潟駅の立体化、万代口～駅南口で平面通行可能となったことは大きな環境変化と考える。計画への記載が必要と考えるし、駐輪場の整備再編だけでなく駅下の通行(自転車が通行する場合、歩行空間では曳いて歩く)も課題である。(現状では歩行空間の境目があいまいで危険)	新潟駅の立体化に伴う駅下の通行方法や歩行空間の周知については、関係機関及び関係課により検討していくとともに、適切な情報提供により周知を行います。	無
8	第3章 新潟市におけるこれまでの取り組みと課題 (2) アウトプット指標(活動指標)の達成状況 1) はしる ～走行空間計画～	自転車走行空間の整備に賛同する。自転車専用通行帯の延長は、自転車利用者が快適に目的地に移動するための最も重要なインフラであり、新潟市民の自転車利用促進のインセンティブとなるため、引き続き自転車走行空間の整備と延長をお願いしたい。	歩行者の安全を第一優先とし、自転車が安全に快適に走行できる連続した自転車走行空間ネットワークの形成を引き続き推進します。	無
9	第3章 新潟市におけるこれまでの取り組みと課題 (2) アウトプット指標(活動指標)の達成状況 4) まもる ～啓発活動計画～	「過度なマイカー利用から環境にやさしい交通手段である自転車利用への転換」に賛同する。P7に記載のとおり、新潟市は「おおむね平坦な地形が広範囲に広がっているため、「比較的自転車の利用しやすい地形となっており」、また、新潟市の人口1人あたりのCO2排出量政令市ワースト1位の汚名返上のためにも、広報などにより自転車利用の普及をお願いしたい。	自転車のメリットについて周知を行い、環境にやさしい交通手段である自転車利用の推進を図ります。	無
10	第3章 新潟市におけるこれまでの取り組みと課題 (2) アウトプット指標(活動指標)の達成状況 4) まもる ～啓発活動計画～ ・シェアサイクルの推進	シェアサイクルの推進に賛同する。今後、新潟市に外国人来訪者の増加が見込まれるため、広報等によるPRをお願いしたい。	外国人の方への広報については、関係機関により作成されている外国人向けのリーフレットを活用するなど、PRに努めます。	無
11		にいがた2kmシェアサイクルの稼働実態データ(ドコモが集計している統計データ)を提供して欲しい。他のシェアサイクルも年間どれくらい利用されているか示して欲しい。	にいがた2kmシェアサイクルの令和4年度事業実績については、本市HPIにおいて掲載しています。 (https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/doro/kotsu/sharecycle.files/gaiyou_r4.pdf) 他のレンタサイクルの利用状況については、今後、各所管課や運営者との調整が必要と考えています。	無

No	該当項目	ご意見の概要	市の考え方	修正有無
12	第3章 新潟市におけるこれまでの取り組みと課題 (3)アウトカム指標(成果指標)の達成状況 3)通行区分順守率	通行区分順守率について、順守率40%は、右側通行する利用者のほうが左側通行よりも多いということで、これは大きな問題と考える。“ルールが浸透していない”と簡単に結論付けられていますが、そもそもなぜ右側通行するのかを具体的に調査する必要があると考える。	本市が行った調査によると、右側通行(逆走)する自転車は全体の7%であり、最も多いのは歩道走行の52%となっています。今後街頭指導を含め車道左側通行の周知を図っていくこととしています。右側通行の要因については、今後アンケートの機会があれば調査国目として検討させていただきます。	無
13	第5章 具体的な取り組みとめる ~駐輪計画~	新潟駅南口のCocolo新潟の駐輪場の自転車ラックは、2段構造ですが数年で錆びて動かなくなってしまう、上の段は使えなくなっている。同駐輪場は民間整備かと思われるが、市の駐輪場整備については長期間使える製品を導入して欲しい。	いただいたご意見について、駐輪場整備の際の参考とさせていただきます。	無
14	第5章 具体的な取り組み まもる ~啓発活動計画~	交通安全指導について、警察や学校での活動のほか、新潟市サイクリング協会等を活用してはどうか。		無
15	【施策9】自転車の安全利用に必要なルール・マナーの周知 ・交通安全教室の開催	交通安全教室の開催について、自転車の安全利用に必要なルール・マナーの周知に賛同する。また、情報提供として、(一社)日本損害保険協会では高校生、市民向けに講演会等開催時に無料で講師派遣を実施しているので、活用してみたいかと思う。	いただいたご意見は関係課と共有させていただきます。	無
16	第5章 具体的な取り組み まもる ~啓発活動計画~ 【施策9】自転車の安全利用に必要なルール・マナーの周知 ・ヘルメット着用の推進	警察庁による調査によると、新潟県の自転車ヘルメット着用率は2.4%で、全国ワースト1位(全国平均13.5%)となっている。中学校・高等学校の通学時のヘルメットの着用について、学校での推進の取組みに加える必要があると思う。また、通常利用時の着用についても学校で学ぶ機会を設けるよう徹底するようにはいかかと思う。ヘルメットを着けていない人は、着けている人と比較して致死率が2.1倍になるという警察庁のデータもあるので、広報等を通じて市民への一層の普及をお願いしたい。	ヘルメットの着用については、各種交通安全教室や本市のHP等で啓発活動を行い、ヘルメット着用の重要性について周知を図ります。	無
17		自転車用ヘルメットについて、自転車用保護帽としての規格(CE EN1078等)などを紹介して欲しい。	いただいたご意見は関係課と共有させていただきます。	無
18	第5章 具体的な取り組み まもる ~啓発活動計画~ 【施策9】自転車の安全利用に必要なルール・マナーの周知 ・自転車保険加入の促進	自転車保険加入の推進について、自転車による交通事故では、被害者になることもあれば、加害者になることもある。もし、加害者になった場合は民事上の損害賠償責任が発生し、賠償額が高額になることもあり、「新潟県自転車で適正な利用の促進に関する条例」において加入が義務化されているので、個人賠償責任保険加入の働きかけをお願いしたい。また、自転車でケガをした場合には、傷害保険で補償の対象になるので市民への周知をお願いしたい。	自転車保険の加入については、加入の促進を図るとともに、各種交通安全教室や本市のHP等で、その内容の周知についても情報提供を行います。	無
19	第5章 具体的な取り組み まもる ~啓発活動計画~ 【施策11】自転車通勤の推進	「ノーマイカーデー」だけでなく、「自転車デー」があってもよいのではないかと。例えば、新潟県スポーツ課の「にいがたヘルス&スポーツマイレージ事業」とタイアップ、または同サービスと連携してはどうか。(市内サイクルイベント参加でポイント獲得ができる等)	いただいたご意見は関係課と共有させていただきます。	無
20	第5章 具体的な取り組み まもる ~啓発活動計画~ 【施策12】サイクルイベントの開催	新潟シティライドについて、2024年は開催が中止になり、今後の継続が不透明な状況なので掲載を見送ってはどうか。	新潟シティライドについては、2024年大会が休止となる状況を踏まえ、「継続実施」ではなく「実施の検討」とします。	有
21	第6章 自転車ネットワーク路線の整備計画 (1)自転車ネットワーク路線の整備方針	特定原付や特例特定原付が新しく区分され、自転車走行空間や歩道空間に入ってくるため、今後は自転車レーン/サイクリング道/自歩道での交通の錯綜が生じ、事故の増加が懸念される。今回の法整備をふまえて通行区分について図解等を示す必要がある。	特定小型原動機付自転車や特例特定小型原動機付自転車の通行区分については、今後の市内の状況を勘案しながら対応について警察等と協議していきたいと考えています。	無
22	その他自転車利用促進策	外国人向けの対応について、新潟市の外国人住民数は、2023年12月末現在6,253人で年々増加傾向にあり、また、観光等で新潟市を訪れる外国人も増えることが想定される。このため、外国人の方にも自転車の交通ルール・マナー等を伝え、自転車の交通安全意識を高めていく必要があるため、外国人向けの対応について本計画に追記してみたいかと思う。	外国人の方への自転車の交通ルール・マナーの周知については、関係機関により作成されている外国人向けのリーフレットを活用するなど、啓発に努めます。	無